

会則の改定 (案)

No	現行条項	項目	現行	改定
1	第7条	役員の職務、担当	副会長の内いずれか1名は大学当局との窓口担当を兼務する。	役員の内いずれか1名は大学当局との窓口担当を兼務する。

駿台 E.S.S.会則改定 該当条項 (抜粋)

(下線は変更部分)

現行会則	改定後
<p>第3章 役員</p> <p>第7条 各役員の職務、担当は次の通りとする。</p> <p>会長：本会を代表し会務を総括する。</p> <p>副会長：会長を補佐し、会長に事故ある時は互選によってその職務を代理し会長欠員の時はその職務を行う。<u>副会長の内いずれか1名は大学当局との窓口担当を兼務する。</u></p> <p>事務局長：会長及び副会長を補佐し幹事と協力し会の運営実務を統括する。</p> <p>[幹事]</p> <p>総務・広報担当：OBとの連絡・広報、本会の連絡網・HP管理など</p> <p>会計担当：出納、予算、決算業務</p> <p>現役窓口担当：現役 E.S.S.との連絡、適宜情報交換を行う。</p> <p>事業担当：事業活動、イベントの企画運営</p> <p>無任所：担当職務は無いが必要に応じ多忙業務の適時支援を行う</p>	<p>第3章 役員</p> <p>第7条 各役員の職務、担当は次の通りとする。</p> <p>会長：本会を代表し会務を総括する。</p> <p>副会長：会長を補佐し、会長に事故ある時は互選によってその職務を代理し会長欠員の時はその職務を行う。</p> <p>事務局長：会長及び副会長を補佐し幹事と協力し会の運営実務を統括する。</p> <p>[幹事]</p> <p>総務・広報担当：OBとの連絡・広報、本会の連絡網・HP管理など</p> <p>会計担当：出納、予算、決算業務</p> <p>現役窓口担当：現役 E.S.S.との連絡、適宜情報交換を行う。</p> <p>事業担当：事業活動、イベントの企画運営</p> <p>無任所：担当職務は無いが必要に応じ多忙業務の適時支援を行う。</p> <p><u>役員の内いずれか1名は大学当局との窓口担当を兼務する。</u></p>